# 第4章

推進体制及び進行管理

## 1 推進体制

#### (1) 県における推進体制

知事部局の関係部課や教育委員会・警察本部の関係課から構成される「千葉県 青少年総合対策本部」(本部長:千葉県知事)において、関連施策を推進します。

#### (2) 千葉県青少年問題協議会

学識経験者、県議会議員、関係機関・団体の代表者等から構成された、県の附属機関である「千葉県青少年問題協議会」において、それぞれの専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、計画推進へ反映します。

#### (3) 千葉県子ども・若者支援協議会

「千葉県子ども・若者支援協議会」を運営し、ニート・ひきこもり・不登校を はじめとする社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援等に関する 情報交換や関係機関の連携した取組を推進します。

#### (4) 市町村、民間機関等との連携・協力

子ども・若者の育成支援は、地域に支えられた活動であることが重要であることから、市町村、市町村民会議、青少年相談員や青少年補導員、青少年育成団体、ボランティア・市民活動団体、企業等との連携・協力を図ります。

また、国や他都道府県とも連携を図っていきます。

## 2 進行管理・評価

毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行います。

なお、本プランの進捗状況等については、「千葉県青少年問題協議会」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めるとともに、県民に進捗状況及び評価結果を公表します。

また、この結果を翌年度以降の施策に反映するとともに、社会情勢や状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本プランの見直しを検討します。

# 千 葉 県

<u>千葉県青少年総合対策本部</u> 本部長:知事 事務局:県民生活課

施策を総合的に推進する庁内組織

報告・協議



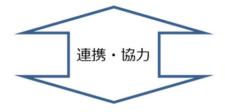


意見·助言

千葉県 青少年問題協議会 県附属機関

> (委員) 外部有識者等

総合的施策の 調査審議・連絡調整



情報共有 意見交換

国、他都道府県、市町村、市町村民会議、 青少年相談員、青少年補導員、 民間機関(青少年育成団体、 ボランティア・市民活動団体、企業等) 千葉県子ども・若者支 援協議会

> (構成) 国、県、 民間支援団体等

困難を有する子ども・若者 への支援等の検討